

募集要領

# 矢板市 つつじが丘ニュータウン

TSUTSUJIGAOKA NEW TOWN



人と自然と暮らし新しい街

家族を成長させる豊かな環境がここにあります。

次世代に残したい、プレミアムステージ。

TD 栃木県地域づくり機構

TD 栃木県住宅供給公社



つつじが丘ニュータウン近隣詳細図



JR 片岡駅から

徒歩 **10分**



矢板 IC から

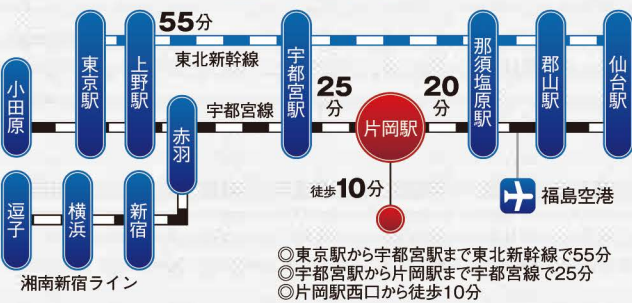
車で **5分**



国道4号 4車線化により

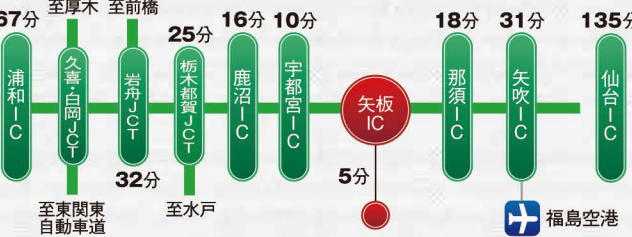
**アクセス向上**  
(宇都宮～矢板)

鉄道でのアクセス



※所要時間は日中平常時のもので、時間帯により異なります。また、待ち時間、乗り換え時間は含まれておりません。

車でのアクセス



※所要時間は日中平常時のもので、時間帯により異なります。



周辺環境

- 教育施設
  - 片岡保育所 (団地北側隣接)
  - 片岡児童館 (団地北側隣接)
  - たけのこ園 約1.0km
  - こどもの森保育園 約1.8km
  - 乙畑小学校 約1.5km
  - 片岡中学校 約1.8km

- 公共施設
  - JR片岡駅 約1.0km
  - 片岡駐在所 約1.5km
  - 乙畑駐在所 約1.5km
  - 矢板市役所 約7.7km
  - 県塩谷庁舎 約7.0km

- 郵便局・銀行
  - 片岡郵便局 約0.8km
  - JAしおのや片岡支店 約1.1km
  - 那須信用組合片岡支店 約1.5km
  - 足利銀行矢板支店 約8.5km
  - 栃木銀行矢板支店 約7.5km
  - 大田原信金矢板支店 約8.0km
  - 中央労金矢板支店 約8.0km

- 病院
  - 田中歯科医院 約0.7km
  - 谷仲医院 約1.4km
  - 矢板南病院 約1.7km
  - 山田内科胃腸科クリニック 約1.8km
  - かるべ皮膚科小児科医院 約6.5km
  - 国際医療福祉大学塩谷病院 約6.8km
  - さうち産婦人科 約8.2km

- 店舗
  - セブンイレブン 約0.8km
  - スーパーサンユー 約0.9km
  - ローソン 約1.8km
  - ファミリーマート 約2.5km
  - サイゼリア 約5.6km
  - ヨークベニマル(氏家店) 約6.0km
  - ケーズデンキ 約6.3km
  - カワチ薬品 約6.5km
  - ケンタッキー 約6.6km
  - ココス 約6.7km
  - ヨークベニマル(矢板店) 約7.2km
  - ベイシア 約7.5km
  - マツモトキヨシ 約7.5km
  - ツタヤ 約7.6km
  - カインズホーム 約7.9km
  - イオンさくら店 約8.0km
  - コジマ電機NEW(さくら店) 約8.0km

暮らしの環境

国道4号線、県道30号線の幹線道路から多彩な便利施設にアクセスできます。



長峰公園 ▶ 約7.8km



矢板市役所 ▶ 約7.7km



片岡保育所 ▶ 団地北側隣接



国際医療福祉大学塩谷病院 ▶ 約6.8km



道の駅やいた ▶ 約7.7km



城の湯 ▶ 約6.8km



ベイシア矢板店 ▶ 約7.5km



ヨークベニマル矢板店 ▶ 約7.2km

# 区画案内図



エコプレミアムヴィレッジ  
 つつじが丘ニュータウン

※図面は計画を基に作成したもので、実際とは異なる場合があります。

## つつじが丘ニュータウン物件概要

●所在地/栃木県矢板市乙畑字経堂地内 ●交通/JR宇都宮線「片岡」駅より徒歩10分 ●総開発面積/約16.5ha ●地目/宅地 ●用途地域/第1種低層住居専用地域・第1種住居地域及び未指定 ●地区計画/つつじが丘ニュータウン地区地区計画 ●建ぺい率/A地区40%、B地区60% ●容積率/A地区60%、B地区200% ●総区画数/285区画 ●道路/4~12m ●施設/公園・コミュニティセンター ●上水道/矢板市上水道 ●下水道/矢板市公共下水道 ●電気/東京電力 ●ガス/LPG集中供給方式 ●学区/矢板市立乙畑小学校(約1.5キロ)・矢板市立片岡中学校(約1.8km) ●備考/ゴミ集積所は定時定点収集方式となります。

## お申込みの要領【宅地分譲】

### ■申込資格

次の条件を備えている方に限ります。

- 1 自ら居住する住宅を必要とする方
- 2 日本国籍を有する方又は永住資格を有する外国人の方
- 3 土地引渡し後、5年以内に自己の居住用住宅を建設し、かつ継続して自ら居住できる方
- 4 土地の引渡し日までに土地譲渡代金を支払える方
- 5 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でない方

### ■申込みにあたってのご注意

- 1 お申込みの前に、必ず現地で物件をよくご確認ください。
- 2 お申込み本人が自ら契約名義人となっていただきます。
- 3 申込書の入居予定者欄には、必ず本人の同意を得たうえで同居予定者全員を記入してください。
- 4 お申込みに必要な書類は、一切返却いたしません。
- 5 募集区画は先着順受付となります。お申込み時点で既に分譲済みの場合がありますので、ご了承ください。

### ■申込みの方法

公社所定の「宅地分譲購入申込書」に必要事項を記入し、栃木県住宅供給公社住宅事業部分譲事業担当（午前8時30分～午後5時、定休日：土、日、祝日）まで直接お申込みください。

また、つつじが丘ニュータウン内エコプレミアムセンターの営業時間においても受付いたします。営業時間につきましては、担当窓口にてご確認ください。

### ■申込みの無効

次の場合は、お申込みを全部無効とします。

- 1 申込み資格がない場合
- 2 申込書に虚偽の記入等があった場合
- 3 会社等法人により申し込んだ場合
- 4 公社所定の申込書以外で申込みをした場合
- 5 その他、募集要領の記載事項に違反した場合

## 宅地譲渡契約の主な内容

### ■宅地分譲の契約

宅地分譲とは、公社が宅地を分譲し、所定の期間内に建物を建設し居住していただくものです。

- 1 契約  
公社と宅地譲渡契約を締結していただきます。
- 2 契約締結日  
お申込み後1ヶ月以内

### ■住宅建設義務

土地の引渡し日から5年以内に自己の居住用住宅1戸を建設し、かつ、自ら継続して居住していただきます。

### ■概要説明

宅地譲渡契約時に「概要説明書」を交付いたします。交付に際して、同説明書に記名押印をしていただきます。

### ■譲渡等の制限

土地の引渡し日から5年間、次のことに関して公社の承諾を得ていただきます。

- (1) 所有権の移転
- (2) 地上権、質権、抵当権、使用貸借等の権利の設定又は移転
- (3) 土地の原状の変更

### ■買戻しの特約

契約日から6年間の買戻しの特約を付ける契約を締結します。

### ■契約及び所有権移転登記等に関する書類

契約及び所有権移転登記等に関する書類として、住民票抄本と印鑑証明書(各1通)を公社へ提出していただきます。

[共有登記の場合は、それぞれの住民票抄本と印鑑証明書(各1通)]

※定住促進助成を申請する場合、住民票謄本が必要となります。

### ■土地の引渡し及び所有権移転登記

土地は、譲渡代金の残金支払後速やかに引渡し、所有権移転登記をいたします。

### ■公租公課の負担

不動産取得税をはじめ、固定資産税及び都市計画税は、土地の引渡し以降は、譲受者の負担となります。

### ■共有登記

申込者の持分が1/2以上であれば、同居予定者等と共有登記をすることができます。

## 譲渡代金のお支払い等

### ■譲渡代金の支払い

譲渡代金は、次の区分により公社の発行する納入通知書により納付していただきます。

・第1回支払：譲渡契約締結時

譲渡価格500万円未満の場合は30万円

譲渡価格500万円以上1,000万円未満の場合は50万円

・第2回支払：土地の引渡し前に、譲渡価額の残額

(譲渡契約締結日から概ね3ヵ月後)

### ■譲渡価格の精算

価格表の譲渡価格は概算価格ですので、土地の引渡し時(第2回支払時)に譲渡価格の精算をいたします。

### ■諸費用

(1)印紙税(契約書貼付用印紙※1) 1,000円(譲渡価額500万円以下)  
5,000円(譲渡価額1千万円以下)

(2)所有権移転登記等関係費用(15万円)

所有権移転登記に必要な登録免許税及び登記手数料と消費税等は土地の引渡し前(第2回支払時)までにお支払いいただきます。当該費用については、精算後不足が生じた場合は不足額を納付いただき、残金が生じた場合は返還いたします。

※1 印紙税は法改正により変更となる場合があります。

## 特記事項

### ■宅地の形状変更について

宅地の地盤高の変更(他の場所から土を搬入し盛ること、又は、土を切り他の場所へ搬出すること〔駐車場設置に伴う工事及び建築基礎工事に係る土工事は除く。〕)及び供給処理施設の形状・位置の変更は、原則としてお認めできません。

また、隣地に影響を及ぼす恐れのある擁壁の設置・撤去等及び駐車スペースの拡張・位置変更等については、各種法令等を遵守し、隣地所有者等と十分話し合いのうえ、宅地購入者の責任において行ってください。

隣地の宅地譲渡契約者が決定する前に隣地境界部の擁壁が必要となる場合は、お客様の責任及び負担において、ご契約いただいた宅地内に擁壁を設置していただくこととなりますので、予めご承知おきください。

なお、宅地内に新たに擁壁その他の構造物を設置する場合には、設計上十分配慮して安全な構造の物を設置してください。

### ■発生土処理費用の負担について

宅地購入者の工事により発生する建設発生土(泥土含む。)については、全てお客様の負担において処理していただきます。

## ■建築物の基礎構造について

建築物の基礎構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況に応じて定められ、地盤に対する措置(更なる補強等)が併用されることもあります。この場合には、地盤に対する措置に要する費用のご負担が、宅地購入者に発生することになります。

建築物の基礎構造については、住宅建設業者等の建築士が地盤調査を行い、布基礎、べた基礎、杭基礎等のうち建築物の構造に適合するものを定めることとされています(建築基準法施行令第38条、第93条)。

宅地購入者は、住宅建設業者等との建築請負契約の締結に際して、予め住宅建設業者等の建築士に住宅設計のための地盤調査をご依頼のうえ、建築物の基礎構造及び必要な工事等の費用をご確認ください。

## ■上下水道について

当団地の上水道は矢板市上水道、下水道は矢板市公共下水道となっております。工事については、市の条例に基づき、矢板市指定工事事業者により行ってください。

なお、上水道加入金は、直接矢板市に支払っていただきます。

お問い合わせは 矢板市上下水道事務所 TEL0287-44-1511

## ■ガスについて

ガスはLPGの集中供給方式により、各宅地内に供給されるようになっております。

お問い合わせは (株)スミス ケ TEL 0287-43-0220

## ■電柱について

一部の宅地内にすでに設置又は設置が予定されている電柱・支線等については、撤去・設置位置等の変更等は認められません。

また、通常の電柱とは異なり、トランス設置が多くなると共に支線も追加設置される場合もありますので、予めご了承ください。

宅地内に設置された電柱・支線については、土地引渡し後に東京電力又はNTT東日本とお客様の間で借地契約をしていただきます。

## ■ごみの収集について

当団地のごみ収集は、定時定点収集方式となっておりますので、将来、自治会の判断等により新設や位置が変更される可能性があります。

## ■日照等について

法令による審査に合格した建築物等についても、日照等に関して争いが起こることがありますが、これらは当事者間で解決していただくことであり、公社としては調停、あっせん等を一切行いませんのでご承知おきください。

## ■騒音等について

当地区については、今後も引き続き造成工事及び住宅・施設の建築工事等が施工されます。このため、騒音、振動、土ほこり等の発生、工事用車両の通行等でご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

## ■標識等について

今後必要に応じて道路上に道路標識、横断歩道、信号、消火栓標識、街路灯等が新設される場合があります。

## ■防犯灯について

一部の宅地内に設置されている電柱には、今後新たに防犯灯が共架される場合や、防犯灯のない宅地に新たに防犯灯が設置される場合があります。

なお、防犯灯の設置及び管理は、居住者の皆様に共同で行っていただきます。

## ■公立小・中学校の通学区域について

公立小・中学校の通学区域は、矢板市立乙畑小学校、矢板市立片岡中学校となっております。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

◎矢板市教育委員会(教育総務課)TEL 0287-43-6217

## ■太陽光発電の設置について

設置に際して、東京電力にご確認ください。

## ■その他

宅地内車庫乗り入れ口が指定されている宅地について、その位置は原則として変更できません。

## 法規制等

つつじが丘ニュータウンでは、建築物等の用途の混在や敷地の細分化などによる環境の悪化を防止し、周辺環境と調和した緑あふれる豊かなるおのいのある良好な市街地環境の形成を図ることを目的として「地区計画」が定められております。

※地区計画は、都市計画の制度で、“まちづくりの目標”と“まちづくりのルール”を都市計画として定め、それに基づいてよりよいまちをつくっていくとするものです。

◎地区計画に関する窓口は、矢板市経済建設部都市整備課となります。

「つつじが丘ニュータウン地区」地区計画では、地区の特性に応じた合理的な土地利用を図るとともに、緑あふれる豊かなるおのいのある良好な住宅地としての維持・保全を図るため『地区全体を3つの区域』に分け、それぞれの地区にふさわしい環境を確保していくこととなります。

地区名	地区の概要
A地区	一戸建専用住宅を中心とした、緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を図る地区
B地区	地区内及び地区周辺の住民のため、日常生活に必要な小規模な商業・業務施設等の立地誘導を図る地区
C地区	地区内及び地区周辺の住民のため、日常生活に必要な一定規模の商業・業務施設等の立地誘導を図るとともに、地区住民のレクリエーションやコミュニティの場としての土地利用を図る地区

## ■建築物等の用途について

A地区	①一戸建専用住宅 ②一戸建兼用住宅(店舗等の床面積が、50㎡以下かつ延べ面積の2分の1以下のものに限る。) ③診療所併用住宅 ④地区公民館、地区集会所 ⑤一定規模以下の公共公益施設(郵便局、老人ホーム等) ⑥上記の建築物に附属するもの
B地区	①一戸建専用住宅 ②500㎡以内の店舗、飲食店等 ③工場(50㎡以下のパン屋、米屋、自転車店等) ④学校、保育所、老人ホーム等 ⑤診療所、病院 ⑥郵便局などの公益上必要な建築物 ⑦地区公民館、地区集会所 ⑧上記の建築物に附属するもの

## ■建築物の容積率及び建ぺい率について

A地区	容積率の最高限度…… 60% 建ぺい率の最高限度…… 40%
B地区	容積率の最高限度…… 200% 建ぺい率の最高限度…… 60%

## ■敷地面積について

敷地面積の最低限度 200㎡(A地区及びB地区)

■建築物の高さについて

A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の高さは、10m以下とします。</li> <li>●軒の高さは、7m以下とします。</li> <li>●建築物の各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下とします。</li> <li>●建築物の各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線まで真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とします。</li> </ul>
B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の高さは、12m以下とします。</li> <li>●建築物の各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線の水平距離に1.25を乗じて得たもの以下とします。</li> </ul>

■建築物等の形態又は意匠について

- 建築物の屋根及び外壁の色彩等については、刺激的な原色を出来るだけ避け、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとなります。
- 広告物、看板類で刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なう恐れのあるものは設置しないものとします。

■壁面の位置の制限について

道路境界及び隣地境界線まで1.5m以上とします。  
※緩和規定があります。

■かき又はさくの構造について

かき又はさく(門柱、門扉は除く。)を設置する場合の構造は、高さ1.8m以下の生垣又は透視可能なフェンス等とします。  
ただし、地盤面からの高さが0.6m以下の部分については、フェンス等の基礎を構築することができます。

助成制度

■公社の購入支援制度

●定住促進助成 助成額30万円

一定の条件を満たすつつじが丘ニュータウンの宅地分譲譲受人の方に対して、定住促進の支援を目的として30万円を助成いたします。「一定の条件」とは、以下の要件のうち、いずれかを満たす方となります。

- (1) 宅地の購入申込時点で45歳以下の方
  - (2) 入居する世帯員に18歳以下の子供がいる方
  - (3) 矢板市外から転入する方で、かつ、入居する世帯員が2名以上ある方
- ※詳細については、住宅事業部分譲事業担当にご確認ください。

■その他の助成制度

●矢板市では、「暮らし」のびのび定住促進補助金を交付し、マイホーム取得を応援しております。

※詳しくは、矢板市担当窓口までお問い合わせください。

分譲街区街並



## お申し込みから土地引渡しまで【宅地分譲】

お申し込みからのスケジュールは次のとおりです。

- ・お申し込み前に、現地をよくご確認ください。
- ・所定の「宅地分譲購入申込書」に必要事項を記入し、直接お申込みください。

土地の確認  
申込み受付

お申込み先  
栃木県住宅供給公社  
住宅事業部 分譲事業担当  
午前8時30分から午後5時(定休日:土、日、祝日)  
エコプレミアムセンターの営業時間内でも  
受付いたします。

- ・宅地譲渡契約等の説明を行います。

契約説明

- ・譲渡契約時に第1回支払金を払込みいただけます。
- ・契約締結時には、契約書貼付用として譲渡価格に応じた収入印紙が必要となります。
- また、住民票・印鑑証明書を提出していただけます。

第1回支払金払込み  
宅地譲渡契約締結

譲渡契約締結  
お申込み後1ヶ月以内

- ・所有権移転登記等関係費用(15万円)は土地引渡し日までにお支払いいただけます。
- ・土地引渡し日までに第2回支払金を払込みいただけます。

第2回支払金払込み  
土地引き渡し  
所有権移転登記

譲渡契約締結後3ヶ月以内

- ・引渡しをもって所有権移転登記をいたします。

## 自然と人と暮らしの、次の100年を考えた新しい分譲地



エコプレミアムヴィレッジは美しく豊かな環境を次世代につなぐエコシティとして、街全体で環境配慮に努め、この考え方を共有する人々が集うプレミアムな街づくりを目指す。



《自然エネルギーを暮らしに活かすまち》

### 1 Town [まちなみ]

四季のうつろいを感じられる景観形成と豊かな住環境、緑の中を風が流れるまちなみ

### 2 House [住まい]

快適な暮らしを実現する環境にやさしい住まい

### 3 Human [ひと]

人と地球にやさしい暮らし

## 日光

### 世界遺産のまち日光

日光には男体山をはじめ、中禪寺湖、華厳の滝、戰場ヶ原、湯元温泉、いろは坂、世界遺産の日光東照宮など様々な表情を魅せてくれます。魅力溢れる日光には、日本はもとより、世界から多くの観光客が訪れます。



男体山と中禪寺湖



日光東照宮陽明門

日光東照宮陽明門は、江戸時代初期の彫刻・鍍金具・彩色といった工芸・装飾技術のすべてが、集約されています。その出来栄は、一日中ながめていてもあきないため、日暮らし門とも呼ばれています。1999年に世界遺産に登録されてからは、国内外から多くの参拝者が訪れるようになりました。



日光杉並木

日光・例幣使・会津西の三街道の全長37kmの両側にわたって約13,000本の杉がそびえる日光杉並木。

## 塩原温泉

### 1,200年の歴史を持つ温泉郷

塩原温泉郷は、大同元年(806年)に発見された長い歴史を持つ温泉。夏目漱石、谷崎潤一郎、斎藤茂吉などの文豪に愛され、塩原温泉の美しさは様々な形で全国に紹介されています。



現在湯元11ヶ所に点在、塩原十一湯として知られる

## 那須高原

### 日本有数のリゾート地域

雄大な那須連山の山麓には、温泉をはじめ、名所、美術館、スキー場。魅力的なスポーツが点在し、年間を通して多くの人が訪れます。また東京ドーム4個分の広さをもつ那須ガーデンアウレットもオープンし、ますます注目が集まるエリア。



那須のシンボルと言われる茶臼岳

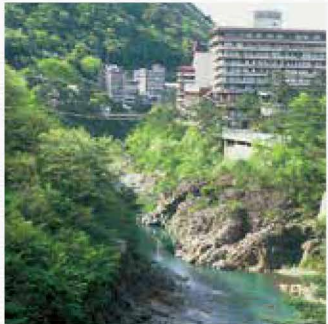


那須ガーデンアウレット

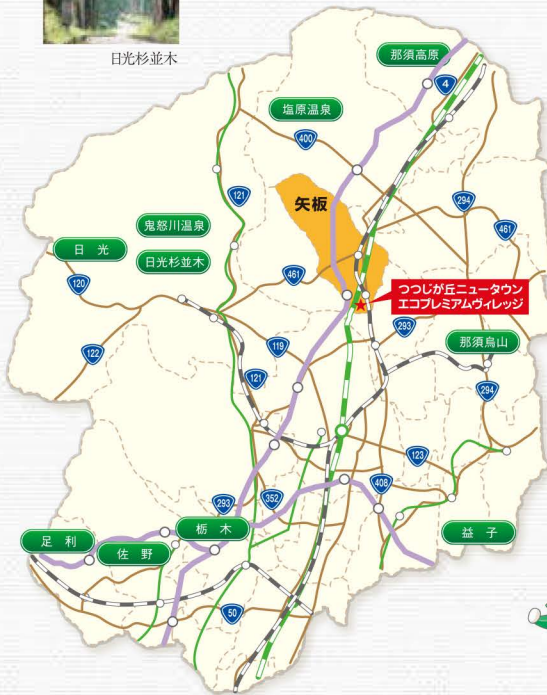
## 鬼怒川温泉

### 水と渓谷と緑の温泉郷

北関東を代表する温泉地として歓楽街の色濃い鬼怒川温泉。江戸時代に発見されてから、渓谷を挟んで大型ホテルや旅館が建ちならび、四季を通して賑わいます。また周辺には日光江戸村、東武ワールドスクウェアなどのテーマパークも充実しています。



四季折々の渓谷美と豊富な出湯で知られる鬼怒川温泉



1時間で行けるリゾートがたくさんあります！

つつじが丘ニュータウンエコプレミアムヴィレッジから



## 那須烏山

### 八溝山系の山あいの美しい町

那須烏山市は栃木県の東部に位置し、八溝山系の山あいに囲まれた美しい町。市の中央を南北に鮎が湧る清流「那珂川」が流れ、多くの太公望で賑わいます。また、450年の伝統を誇る日本一の野外劇である「山あげ祭」は国の重要無形民俗文化財にも指定されています。



那珂川の観光や釣りは、初夏から秋まで多くの人が訪れます。

## 佐野

### 佐野ラーメンとアウトレット

一級塚稲荷神社の門前町としての街並みを色濃く残す佐野市。佐野市を全国区にしたのは、「佐野ラーメン」。200軒を超えるお店を当てて、東京や埼玉から日帰りドライブ気分が楽しめるファンは多い。また約150の国内外のブランドが揃う佐野プレミアム・アウレットもあり、週末にはファミリーやカップルなどで賑わいます。



佐野プレミアム・アウレット

## 足利

### 鎌倉・室町時代の面影残す街

足利市は、古くは足利庄が栄えて清和源氏家流・足利氏発祥の地としても知られています。またフランス・コザビエルが「坂東の大学」と呼んだ日本最古の総合大学である足利学校があり、室町時代から戦国時代にかけて、関東における事実上の最高学府でもありました。



日本最古の大学、足利学校

## 栃木

### 蔵の街を流れる巴波川

「蔵の街」を流れる巴波川は、江戸時代の初めころから栃木と江戸方面をむすぶ舟運の交通路として利用されました。今では10万匹の鯉が泳ぎ、夏には「百八灯流し」、秋からは幻想的なイルミネーション等のイベントが行われるなど、市民に愛される憩いの場になっています。



巴波川沿いの美しい街並み

## 益子

### 益子焼の里

益子町は、栃木県南東部に位置し、益子焼の産地として全国的に知られています。毎年、春と秋に開催される「益子陶器市」には、関東を中心に全国からたくさんの陶芸ファンが訪れて、賑わいます。



年間約160万人の観光客が訪れる益子

※時間帯により所要時間が異なる場合があります。予めご了承下さい。

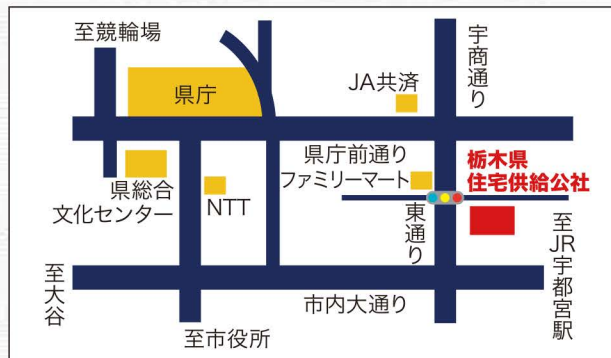
TDO 栃木県地域づくり機構

好むです。この街、この住まい。 TJK 栃木県住宅供給公社

〒320-0023 栃木県宇都宮市仲町1番1号  
栃木県地域づくり機構ビル2階

TEL ▶ 028-622-0463 FAX ▶ 028-622-0073

URL ▶ <http://4776.pr.arena.ne.jp>



広告有効期限 / 2022年3月31日

21/03



□ 宅地分譲購入申込書

団 地 名		申込区画番号							
つつじが丘ニュータウン		—							
申 込 者	ふりがな	〒 —							
	氏名	現住所	[電話 ( ) 内線 ]						
	職業	1 会社員      2 公務員      3 自営業      4 その他 ( )							
同居予定家族及び収入	勤務先	所在地	[電話 ( ) 内線 ]						
	(営業所)								
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	平均月収 (年収の1/12)					
	申 込 者	本 人	T・S H . .	万円					
			T・S H・R . .						
			T・S H・R . .						
			T・S H・R . .						
			T・S H・R . .						
			T・S H・R . .						
住宅を必要とする理由	1 持家を 持ちたい	2 結婚	3 老朽 住宅	4 退去 要求	5 過密 住宅	6 世帯 分離	7 遠距離 通勤	8 その他 ( )	
現在の住居	1 親族と同居	2 持 家	3 公営住宅	4 民間アパート	5 民間賃家	6 社宅・官舎	7 その他 ( )		
募集を何で 知りましたか (主なものを2つ以内)	1 公社HP	2 webサイト(スーモ・アットホーム)	3 ハウスメーカー	4 屋外看板	5 ラジオ	6 ポスティング・折込チラシ	7 友人・知人	8 県市町公報	
9 その他 ( )									
公社の分譲を 申込まれた理由 は何ですか (主なものを2つ以内)	1 公社分譲なので安心できる	2 住環境・交通の便がよい	3 分譲価格が他と比べて安い	4 敷地が広い	5 実家・親類・知人宅に近い	6 その他 ( )			
この区画を選 ばれた理由は 何ですか (主なものを2つ以内)	1 面積が大きい	2 面積が手ごろ	3 角地	4 希望する間取りの住宅が可能	5 日照・通風が良さそう	6 価格が手ごろ	7 その他 ( )		
貴公社の募集要領を承知のうえ、上記のとおり分譲購入を申込みます。									
栃木県住宅供給公社理事長 様								年 月 日	
								申込者氏名	印

## 申込時のご注意

- (1) 次のような場合は、お申込みを無効とします。
- ・申込資格がないとき。
  - ・申込書に虚偽の記入等があったとき。
  - ・会社等法人により申込んだとき。
  - ・公社所定の申込書以外で申込みしたとき。
  - ・その他、募集案内書の記載事項に違反したとき。
- (2) 申込み書類等は一切返却いたしません。

### 個人情報保護法に基づく公社の利用目的

- ・公社が分譲する住宅及び宅地等の購入資格要件の確認、譲渡契約等の契約履行確認及び登記並びに各種サービス提供のため
- ・お客様からのご質問に対する回答及び質問等の詳細確認、請求いただいた資料の送付、通知、連絡及び各所情報の提供
- ・公社が行う事業遂行に伴う債権の適切な管理のため
- ・公社が管理する住宅及び施設等の適切な管理運営、入居促進並びに分譲住宅及び宅地販売促進のため
- ・公社が行う業務の推進及びサービス向上を目的とした各種調査、統計処理等のため